



法改正情報 (改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです)

● 対応できていますか？ 改正同一労働同一賃金ガイドライン

2026年10月1日、「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されました。これまで明確な記載がなかった賞与・退職手当、家族手当、住宅手当、無事故手当、病気休職、夏季・冬季休暇、福利厚生施設、褒賞について、裁判例などを踏まえた考え方が追加・整理されています。「うちは大丈夫」と思っている企業も、一度チェックしておきたいところですよ。

1. まず「手当」を総点検

例えば家族手当を、契約更新を繰り返すなど相応に継続的な勤務が見込まれるパート・有期雇用労働者について、正社員と同じ条件を満たしているのに不支給としていないでしょうか。住宅手当も要注意です。転居を伴う配置転換の有無に応じて支給するものであるなら、配置転換があるパート・有期雇用労働者について、不合理な待遇差がないか確認しましょう。

2. 休暇・福利厚生も「賃金ではないから安心」ではない

チェック対象は手当だけではなく、夏季・冬季休暇、病気休職、福利厚生施設なども、正社員とパート・有期雇用労働者との間に不合理な待遇差がないか、その差に合理的な理由があるかを確認する必要があります。

3. 「説明できるか」まで確認を

今回の改正では、待遇の違いについてパート・有期雇用労働者から説明を求められた場合の対応も重要になります。雇入れ時に明示する労働条件として、待遇の相違の内容・理由等について説明を求めることができる旨が追加されました。

改正を機に、待遇表と就業規則を並べて、自社の「同一労働同一賃金対応は本当に大丈夫か」を点検してみましょう。

■ 同一労働同一賃金特集ページ(厚生労働省URL)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

**11月の税務と労務の手続**（提出先・納付先）**10日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕

16日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10月31日の現況）の提出〔税務署〕

30日

- 個人事業税の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 所得税の予定納税額の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕

**トピック**（最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました）**● 勤務間インターバル制度、つながらない権利について議論（10/15）**

厚生労働省は14日、労働政策審議会の分科会にて、勤務間インターバル制度やつながらない権利について議論した。勤務間インターバルの導入率は2025年で6.9%にとどまっており、原則11時間以上の休息義務化を求める労働者側と慎重な経営者側で意見が割れている。同省は分科会での議論を踏まえ、具体的課題の検討を進める方針。

● 2025年度の健康保険組合保険料率は平均9.34%に（9/30）

健康保険組合連合会は29日、25年度の決算見込みの集計を発表した。それによると保険料率は前年度から0.03%上がり、平均9.34%で過去最高となる見通し。経常収支は2年連続の黒字で合計2,417億円。一方、全体の37.2%を赤字の組合が占める。主な収入である保険料は全体で4.6%増えて9兆5682億円となり、伸びのおおよそ3分の2に当たる2,803億円分は賃上げの効果だった。

〔後記〕 10月から社会保険の届書様式が一部変更**◆ 7種の届書が変更**

日本年金機構は、令和8年10月から健康保険 厚生年金 保険関係の一部の届書のレイアウトを変更しました。被保険者資格取得届 資格喪失届 被保険者区分変更届 特定適用事業所該当／不該当届など、7種です。採用や退職 70歳到達 働き方の変更といった日常的な手続きに使う届書が含まれます。

新様式等は、日本年金機構ホームページやe-コネサイトからダウンロードできます。電子申請用の届書作成プログラムも新バージョン10.34.00が公開されています。

◆ 変更点と必要な社内対応

変更は、10月から開始された最低賃金の減額特例の対象者が健康保険 厚生年金保険に任意加入することができるようになる制度に伴うものです。新様式 記入例を見ると確認できますが、例えば被保険者資格取得届では、⑩の備考欄に「6. 特定減額特例対象者の任意取得が追加されています。その他の届書も同様ですが、変更箇所は届書ごとに異なるため、新旧の様式を見比べてご確認ください。見た目の変更は小さくても、制度改正にかかわる重要な変更です。旧様式のデータや社内ミアルの記入見本は使い回さないようにし、電子申請利用の場合は、プログラムのバージョンも確認してください。

日本年金機構は、令和8年10月1日以降、やむを得ず旧様式で特定減額特例対象者に関する「資格取得届 または「資格喪失届」を提出する場合は、備考欄に「特定減額特例対象者」と入力するうえ、『健康保険 厚生年金保険 特定減額特例対象者被保険者資格取得／喪失申出書』を添付し、申請するよう案内しています。